

公認審判員規程の改正

2018.12.21.

旧規程	新規程	改正の趣旨
<p>第1章 目的</p>		
<p>(目的) 第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「全柔連」という。）の公認審判員の制度を定め、公認審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「<b>本連盟</b>」という。）の公認審判員の制度を定め、公認審判員の養成とその資質の向上を図ることを目的とする。</p>	<p>【規程整備】 他の規程と文言を合わせる。</p>
<p>(定義) 第2条 この規程における公認審判員とは、審判員および顧問審判員をいう。</p>	<p>同左</p>	
<p>第2章 審判員</p>		
<p>(審判員) 第3条 審判員とは、次のとおりとする。 (1)Sライセンス審判員 特に技能が優秀であり、全柔連が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者 (2)Aライセンス審判員 全柔連が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者 (3)Bライセンス審判員 地区柔道連盟（連合会・協会）が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者 (4)Cライセンス審判員 都道府県柔道連盟（協会）およびその加盟団体が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者</p>	<p>(審判員) 第3条 審判員とは、次のとおりとする。 (1)Sライセンス審判員 特に技能が優秀であり、<b>本連盟</b>が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者 (2)Aライセンス審判員 <b>本連盟</b>が主催、主管する全国的大会の審判員となる資格を有する者 (3)Bライセンス審判員 地区柔道連盟（連合会・協会）が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者 (4)Cライセンス審判員 都道府県柔道連盟（協会）およびその加盟団体が主催、主管する大会の審判員となる資格を有する者</p>	<p>【規程整備】 他の規程と文言を合わせる。</p>
<p>(選考と管轄) 第4条 審判員の選考と管轄は、次のとおりとする。（別表1参照） (1)Sライセンス審判員は、全柔連が行なう (2)Aライセンス審判員は、全柔連が行なう (3)Bライセンス審判員は、地区柔道連盟（連合会・協会）</p>	<p>(選考と管轄) 第4条 審判員の選考と管轄は、次のとおりとする。（別表1参照） (1)Sライセンス審判員は、<b>本連盟</b>が行なう (2)Aライセンス審判員は、<b>本連盟</b>が行なう (3)Bライセンス審判員は、地区柔道連盟（連合会・協会）</p>	<p>【規程整備】 他の規程と文言を合わせる。</p>

<p>が行なう  (4)Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟（協会）が行なう</p>	<p>が行なう  (4)Cライセンス審判員は、都道府県柔道連盟（協会）が行なう</p>	
<p>(審判員の義務等)  第5条 審判員は、全柔連登録および審判員登録を毎年更新するものとする。  2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟（協会）を經由して管轄する団体に届けるものとする。  3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス任期終了時の更新手続きの際、所定の様式により行うものとする。  4. 審判員の服装は、別に定める服装規定による。  5. Sライセンス審判員については少なくとも2年間に1度、その他の審判員については少なくとも4年間に1度、試合の審判に携わらなければならない。(ただし、全柔連またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない)  6. Sライセンス審判員は、全柔連が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。その他の審判員は、第4条に定める管轄する団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。</p>	<p>(審判員の義務)  第5条 審判員は、<b>本連盟</b>登録および審判員登録を毎年更新するものとする。  2. 審判員は、各種大会における審判員活動について、都道府県柔道連盟（協会）を經由して管轄する団体に届けるものとする。  3. 前項に係る届け出は、各審判員ライセンス<b>有効期間</b>終了時の更新手続きの際、所定の様式により行うものとする。  4. <b>審判員の服装は、別に定める。</b>  5. <b><u>Sライセンス審判員については少なくとも2年間に1度試合の審判に携わらなければならない。その他の審判員については少なくとも4年間に1度、試合の審判に携わるよう努めなければならない。</u></b>(ただし、<b>本連盟</b>またはその加盟団体に関する業務多忙、傷病、出産等特別の事情があると管轄する団体が認めた場合はこの限りではない)  6. Sライセンス審判員は、本連盟が主催する審判員研修会に毎年出席しなければならない。その他の審判員は、第4条に定める管轄する団体が主催する審判員研修会に、少なくとも2年に1度、出席しなければならない。</p>	<p><b>【公認資格標準化】</b>  他の公認資格と文言を統一する。</p> <p>服装は内規で定めることとする。  Sライセンス審判員については審判活動を義務とし、その他の審判員については審判活動を努力義務とする（実際に審判活動ができる大会等に限られているため）。</p>

<p>(審判員資格の停止、喪失等)</p> <p>第6条 管轄する団体は、審判員が第5条の各項に定める義務を怠ったとき、又は審判員として相応しくない言動や不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、または喪失させることができる。</p>	<p>(審判員資格の停止、喪失、<b>有効要件</b>)</p> <p>第6条 管轄する団体は、審判員が第5条の各項に定める義務を怠ったとき、又は審判員として相応しくない言動や不適切な行動が認められたときは、審判員の資格を停止し、または喪失させることができる。</p> <p><b><u>2. 審判員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効となった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。</u></b></p> <p><b><u>(1) 審判員資格が認定され、有効期間内にあること。</u></b></p> <p><b><u>(2) 本連盟会員登録をしていること(休会員登録を除く)。</u></b></p> <p><b><u>(3) 審判員資格登録をしていること。</u></b></p> <p><b><u>(4) 審判員資格が停止されていないこと。</u></b></p>	<p><b>【公認資格標準化】</b></p> <p>資格の有効要件を明確化し、要件を欠いた場合は直ちに資格が有効でなくなることをとする。</p>
<p>(審判員資格の回復)</p> <p>第7条 前条に基づき審判員資格を停止され、または喪失した者は、次に定める手続きにより、審判員資格停止の解除または再認定を求めることができる。</p> <p>(1)審判員資格停止解除を希望する者は、所定の様式により各ライセンスを管轄する団体に審判員資格停止解除の申請を審査料 5,000 円を添えて行うことができる。申請を受けた団体は申請内容を吟味し、審判員資格停止解除の可否を決定する。</p> <p>(2)審判員資格を喪失した者は、以前の審判員資格がどのライセンスであっても、Cライセンスから再受験しなければならない。各試験を管轄する団体は当該受験者が審判員資格を喪失した理由等も考慮して合否判定をしなければならない。</p>	<p>(審判員資格の再有効化)</p> <p>第7条 <b><u>審判員資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。</u></b></p> <p><b><u>(1) 更新しないまま有効期間を徒過したとき。更新の要件を満たす。</u></b></p> <p><b><u>(2) 会員登録、資格登録を怠ったとき。登録する。</u></b></p> <p><b><u>(3) 資格が停止されたとき。停止期間が満了し、条件(もしあれば)を満たす。</u></b></p>	<p><b>【公認資格標準化】</b></p> <p>資格の有効要件不備を形式要件不備(有効期間徒過、登録未済)と実質要件不備(技量不足、相応しくない言動、不適切な行動)に区分する。形式要件不備により資格が有効でなくなった場合は、形式要件を満たすことにより資格が再び有効となる。</p>
<p>(休会員の審判員資格)</p> <p>第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認審判員が個人会員登録の休会を認められた場合、審判員資格も同時に<u>停止される</u>。また、休会員が個人登録を再開するとき、<u>停止されていた審判員資格も同時に復活する</u>。</p>	<p>(休会員の審判員資格)</p> <p>第8条 本連盟登録規程第4条5項に定めるところにより、公認審判員が個人会員登録の休会を認められた場合、審判員資格も同時に<b><u>有効でなくなる</u></b>。また、休会員が個人登録を再開するとき、<b><u>有効でなくなっていた審判員資格も同時に有効になる</u></b>。</p>	<p><b>【公認資格標準化】</b></p> <p>他の規程と文言を合わせる。</p>

<p>(審判員の任期) 第9条 Sライセンス審判員の任期は2年間とし、管轄する団体が審査のうえ更新することができる。</p> <p>2. Aライセンス審判員、Bライセンス審判員およびCライセンス審判員の任期は4年間とし、管轄する団体が審査のうえ更新することができる。</p>	<p>(審判員資格の有効期間) 第9条 Sライセンス審判員<b>資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟</b>は審査のうえ<b>有効期間</b>を更新することができる。</p> <p>2. <b>その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その4年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ有効期間</b>を更新することができる。</p>	<p>【公認資格標準化】 用語を「資格の有効期間」に統一する。 有効期間の始期、終期を厳密に定義する。</p>
<p>(審判員の定年) 第10条 審判員の定年は、満65歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)とする。</p>	<p>同左</p>	
<p>(試験) 第11条 審判員に関する試験・選考は、別表1のとおりとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>(費用) 第12条 審判員に関する試験の受験料、ライセンス登録費(更新を含む)、研修会受講料は別表2のとおりとし、その都度納付するものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>(審判の実施) 第13条 全柔連が主催、主管する全国的大会の審判は、全柔連の審判委員会が選考したSライセンス審判員またはAライセンス審判員が行う。</p> <p>2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学校等の全国的大会の審判は、前項の規定にかかわらず、原則として主催する団体において選考したSライセンス審判員、Aライセンス審判員またはBライセンス審判員が行う。ただし、全柔連が前項に準じて審判員の一部を派遣することができる。</p> <p>3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。</p>	<p>(審判の実施) 第13条 <b>本連盟</b>が主催、主管する全国的大会の審判は、<b>本連盟</b>の審判委員会が選考したSライセンス審判員またはAライセンス審判員が行う。</p> <p>2. 全国的大会のうち、実業団、大学、高等学校および中学校等の全国的大会の審判は、前項の規定にかかわらず、原則として主催する団体において選考したSライセンス審判員、Aライセンス審判員またはBライセンス審判員が行う。ただし、<b>本連盟</b>が前項に準じて審判員の一部を派遣することができる。</p> <p>3. 全国的大会以外の審判は、原則として主催する団体が選考した審判員が行う。</p>	<p>【公認資格標準化】 他の規程と文言を合わせる。</p>
<p>第3章 顧問審判員</p>		

<p>(顧問審判員)</p> <p>第14条 顧問審判員とは、年齢65歳以上かつ男性は7段以上、女性は女子5段以上の者から、全柔連が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢60歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。</p> <p>2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請された場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。ただし、審判員としての活動は、満70歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)までとする。</p>	<p>(顧問審判員)</p> <p>第14条 顧問審判員とは、年齢65歳以上かつ男性は7段以上、女性は女子5段以上の者から、<b>本連盟</b>が選考のうえ認定した者をいう。ただし、年齢60歳以上の者であっても希望があれば選考の対象とする。</p> <p>2. 顧問審判員は、後進審判員の指導、養成にあたる他、ライセンス所持者の不足等により、大会主催者から要請された場合は、別途「柔道公認審判員賠償責任保険」に加入の上、審判員として活動することができる。ただし、審判員としての活動は、満70歳の誕生日を迎えた直後の年度末(3月31日)までとする。</p>	<p><b>【公認資格標準化】</b></p> <p>他の規程と文言を合わせる。</p>
<p>(顧問審判員の義務等)</p> <p>第15条 顧問審判員は、全柔連登録および顧問審判員登録を毎年更新し、顧問審判員登録費は初年度のみ納付する。</p> <p>2. 第5条第2項から第6項の規定は、顧問審判員について準用する。</p>	<p>(顧問審判員の義務等)</p> <p>第15条 顧問審判員は、<b>本連盟</b>登録および顧問審判員登録を毎年更新し、顧問審判員登録費は初年度のみ納付する。</p> <p>2. 第5条<b>および第6条乃至第8条</b>の規定は、顧問審判員について準用する。</p>	<p><b>【公認資格標準化】</b></p> <p>他の規程と文言を合わせる。</p> <p>資格の有効要件を準用範囲に加える。</p>
<p>第4章 その他</p>		
<p>(改廃)</p> <p>第16条 本規程の改廃は、審判委員会で検討し、理事会の承認を得て行なうものとする。</p>	<p>同左</p>	
<p>付則</p> <p>1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>2. この規程は、平成12年4月1日から改正して施行する。</p> <p>3. この規程は、平成19年4月1日から改正して施行する。</p> <p>4. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。</p> <p>5. この規程は、平成27年4月1日から改正して施行する。</p> <p>6. この規程は、平成28年6月9日から改正して施行する。</p>	<p><b>附則</b></p> <p>1. この規程は、平成2年4月1日から施行する。</p> <p>2. この規程は、平成12年4月1日から改正して施行する。</p> <p>3. この規程は、平成19年4月1日から改正して施行する。</p> <p>4. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。</p> <p>5. この規程は、平成27年4月1日から改正して施行する。</p> <p>6. この規程は、平成28年6月9日から改正して施行する。</p>	

<p>7. この規程は、平成29年4月1日から改正して施行する。</p> <p>8. この規程は、平成29年10月2日から改正して施行する。(休会員の審判員資格を追記)</p>	<p>7. この規程は、平成29年4月1日から改正して施行する。</p> <p>8. この規程は、平成29年10月2日から改正して施行する。(休会員の審判員資格を追記)</p> <p><b>9. この規程は、平成30年12月10日から改正して施行する。</b></p>	
<p>別表1</p> <p>※1：年齢は、試験当日の年齢とする</p>	<p><b>別表中「全柔連」とあるを「本連盟」とする。</b></p> <p>※1：年齢は、<b>資格認定</b>当日の年齢とする</p>	<p><b>【大学生資格取得推進】</b></p>
<p>別表2</p>	<p><b>別表中「審査料」を削除する。</b></p> <p><b>※会長が特に認めた場合は、上記と異なる料金とすることができる。</b></p>	<p><b>【公認資格標準化】</b></p> <p>資格停止解除という概念はなくなる。</p> <p><b>【大学生資格取得推進】</b></p>